

[事案 2020-260] 新契約無効請求

・令和3年9月17日 裁定不調

<事案の概要>

募集人から学資保険であると誤説明を受けて契約させられたことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年8月に自分の子を被保険者として契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、本契約は学資保険であり、子どもが18歳のときに100万円がもらえる契約であると説明を受けた。
- (2)子どもの入院費用については、公費助成があるため必要ないと募集人に伝えている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、募集人は設計書等を用いて適切に契約内容を説明している。
- (2)令和2年8月時点の本契約の積立金は60万円強であり、申立人の主張する金額と大きな差があるとまでは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)申立人は、被保険者の医療費は公費による助成等があるため、医療保険は必要ないとはじめから明示したうえで、学資保険であれば加入してもよいと希望していたが、募集人もそのことを認識していたにもかかわらず、保険料の半分近くが医療保障等に充てられており、申立人のニーズとかけ離れた保険を勧めたことが強く疑われる。
- (2)募集人は、被保険者が学資保険に加入できる年齢か不明であったため、一旦持ち帰って調べることにしたが、その後、「学資保険には加入できないので、代わりに他の保険を案内することにした。」という説明を明確に行わず、あたかも本契約が、学資保険またはそれに近い保険であるかのように、勧誘したことが疑われる。
- (3)本契約は、1年ごとの見直しの際に事後的に積立部分を増やすことができる商品であることから、募集人は、申立人のニーズが積立であることを知っている以上、積立を充実させるための事後的な案内を積極的に行うことが望ましい。